

後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

環 境 分 野

1. あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち	(1) 参加と協働の基盤づくり (2) 地域力の再生
2. すべての人が地域で共に生きていけるまち	(1) 地域福祉の推進 (2) 地域での自立生活支援 (3) 健康
3. 子どもを共に育むまち	(1) 子どもの権利保障 (2) 子育て環境の充実 (3) 幼児教育 (4) 学校における教育 (5) 地域における教育
4. 多様性を尊重し合えるまち	(1) 多文化共生の推進 (2) 平和と人権の尊重 (3) 男女共同参画社会の実現
5. みどりのネットワークを形成する環境のまち	(1) みどりの創造と保全 (2) 環境の保全 (3) リサイクル・清掃事業の推進
6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち	(1) 魅力あるまちづくりの推進 (2) 魅力ある都心居住の場づくり (3) 交通体系の整備 (4) 災害に強いまちづくりの推進 (5) 安全・安心の確保
7. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち	(1) 都市の魅力による集客力の向上 (2) 産業振興による都市活力創出
8. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち	(1) 文化によるまちづくりの推進 (2) 芸術・文化の振興 (3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

基本計画

後期体系案と現体系比較表

(環境)

後期基本計画体系案
【政策】

【施策】

5-2 環境の保全	①都市公害の防止
	②低炭素地域社会の実現
	③環境まちづくり
	④地域美化の推進

現基本計画体系
【政策】

【施策】

4-2 環境の保全	①都市公害の防止
	②都市環境の保全
	③地域美化の推進

分割

5-3 リサイクル・清掃事業の推進

①ごみ減量・3Rの推進
②資源循環型清掃事業の推進

変更

4-3 リサイクル・清掃事業の推進

①ごみ減量・リサイクルの推進
②資源循環型清掃事業の推進

赤字は変更部分、赤丸は特に重要な変更部分

補完計画

環境管理計画、環境基本計画 比較表

環境基本計画

平成21年3月策定

施策	施策	実施施策	
1 低炭素地域社会の実現	(1) エネルギー利用の変革によるCO2削減	太陽エネルギー機器の設置拡大	
		高効率エネルギー機器の設置拡大	
		中小規模事業者向け省エネ設備助成	
		未利用エネルギーの活用	
		低炭素住宅の整備に対する支援	
		事務所ビルの省エネ促進	
	(2) 良質な建築物のストックによるCO2削減	中小規模建物の共同熱源化の推進	
		都市更新の機会を捉えた面的な誘導	
		木造密集地域の環境タウン化	
		環境配慮型区営住宅の整備	
		豊島区による地球温暖化対策計画書制度	
		エコアクション2.1取得の支援	
	(3) 中小企業によるCO2削減	商店街の環境配慮事業に対する支援	
		排出量取引制度の活用	
		中小規模事業者向け省エネ設備助成	
		金融支援	
		太陽光エネルギー機器・高効率エネルギー機器の設置拡大	
		省エネ家電の買い替え促進	
(4) 家庭でのCO2削減	低炭素型住宅の整備に対する支援		
	カーボン・フットプリントの普及		
	CO2削減表彰の実施		
	区民の活動のPR		
	新たな公共交通システムの検討		
	電気自動車の導入		
(5) 交通対策によるCO2削減	エコドライブの推進		
	自転車利用の促進		
	グリーン電力証書の活用		
	カーボン・オフセットを活用した排出削減		
	クールシティ推進事業		
	屋上緑化・壁面緑化		
2 環境まちづくり	(1) 豊島区の環境まちづくり-ヒートアイランド現象とそれによる影響の緩和	住宅における緑化の推進	
		マンション緑化の推進	
		緑のカーテン講習会の実施	
		学校における緑化の推進	
		道路への対策	
		まちのあらゆる空間の緑化	
	(2) 環境に経済的な価値をもたせた取組み	開発予定地区における環境配慮の実施	
		新たな資源回収品目の検討	
		集団回収の充実	
		事業系リサイクルの推進	
		区民・事業者・区によるリデュース・リユース	
		家庭ごみの有料化	
3 ごみの減量と循環型社会の実現に向けて	(2) 大幅なごみの減量に向けた取組み	廃棄物処理・処分に伴う環境負荷の低減	
	(3) 低炭素社会と循環型社会の統合に向けた取組み	廃棄物由来エネルギーの地域循環による環境負荷の低減	
	4 環境の保全に関する取組み	(1) 大気汚染	監視の継続
		(2) 騒音・振動	測定による現状把握及び騒音低減対策の要望
		(3) 土壌汚染	汚染拡散防止に向けた適正な指導の実施
		(4) アスベスト	飛散防止対策の指導
(5) 公害苦情		迅速・適正な処理を実施	
(6) 化学物質		留意点等の情報提供の実施	
5 豊島区の環境配慮率先行動	(1) オール区役所の取組み	全職員によるCO2削減・省エネ行動の実施	
		グリーン購入の推進	
		環境配慮契約の導入	
		グリーン電力証書の購入	
		各施設の使用エネルギーの管理	
		区有施設の設備見直しと改善	
	(2) 区有施設のCO2削減	「カーボンマイナス施設づくりガイドライン」の策定	
		環境モデル庁舎の実現	
		再生可能エネルギーの導入	
		省エネルギー型街路灯の導入	
		ヒートアイランド対策	
		3Rの推進-廃棄物の排出抑制	
(3) 施設以外のCO2削減と環境配慮	水使用量の抑制		
	エネルギー管理とCO2削減への取組み		
	点検・評価と公表		
	生活者を基にした取組み		
	事業者の実践を共有する取組み		
	区民の知恵や経験を共有する取組み		
6 多様な主体による連携・協働	(1) 環境ムーブメントの展開に向けて	緑化運動の展開	
		NPOやNGOとの協働	
		大学との連携	
		(2) 次世代を担う子どもたちに向けて	広がりを見せる環境教育

環境管理計画

平成9年3月策定

施策	施策	実施施策	
1 環境負荷の少ないまち	(1) 自動車等交通公害対策	発生源対策(国等への要請、低公害車の普及促進等)	
		自動車交通の円滑化対策(違法駐車等の排除等)	
		物流・人流対策(冬期自動車交通量対策の推進等)	
		沿道対策(道路内緑化の推進等)	
		監視の強化	
		保健対策	
	(2) 工場・事業所の公害防止対策	大気汚染対策(清掃工場の監視・指導等)	
		騒音対策(駐車場の適正な自主管理の推進等)	
		地下水汚染対策(地下水質の調査等)	
		有害化学物質対策(情報提供、管理指導等)	
		公害防止の支援(公害防止の技術的な相談・助言等)	
		(3) 建設工事の公害防止対策(作業方法や作業時間等の指導)	
	(4) 近隣騒音等の対策	深夜営業騒音の未然防止(条例に基づく規制・指導等)	
		拡声器等の商業宣伝放送による騒音の未然防止(自主的なルールづくりの推進等)	
		日常生活等の騒音、悪臭等の対策(住民相互によるルールづくりの推進等)	
		電波障害、風害等への技術的対策の推進	
		環境に配慮した建築技術情報の収集と提供	
		自動車使用の抑制	
(5) 建築物に関する環境問題への対策	資源のリサイクルや可燃ゴミの減量化に向けた意識啓発		
	エネルギーの適正利用の推進		
	フロン回収事業の周知		
	国・関連業界への代替フロン開発要請		
	ワシントン条約規制品目の周知		
	熱帯材型枠の使用抑制		
(6) 地球温暖化防止対策	地球環境問題の普及啓発		
	みどりの拠点拡大(公共施設の緑化推進等)		
	民間施設のみどりの拡大(緑化地区制度と中高層集合住宅建築指導要綱の活用等)		
	都市生態系の再生		
	自然とふれあう機会の提供		
	資源の有効活用(資源回収・再生利用等)		
(7) その他オゾン層の保護等の対策	再生品の利用拡大(イメージアップ等)		
	ごみの排出抑制・リサイクル意識の普及啓発(情報提供、都との連携強化等)		
	エネルギー消費の抑制(環境に配慮した建物の建築の誘導、省エネルギー意識の普及啓発等)		
	自然エネルギー等未利用エネルギーの活用(太陽熱の利用促進、清掃工場の余熱利用等)		
	雨水等の循環・適正利用(雨水の浸透化、雨水の貯留と再利用の促進、民間施設への誘導)		
	水需要の抑制(節水型機器の情報提供と意識の啓発、雑排水システムの情報提供)		
2 自然と共生したまち	(1) みどりの保全と創造	歴史的・文化的資源の保全・活用	
		快適な道路空間等の整備(国・都及び鉄道各社への協力要請等)	
		民間建築物等の誘導(「豊島区アメニティ形成条例」に基づく事前届出制度の活用)	
		街路清掃の実施	
		放置自転車等の除去等	
		意識啓発	
	(2) 生き物との共生	みどりの形成と活用	
		水辺の形成	
		水辺の形成	
		建築に伴う環境への配慮と良好な近隣関係の維持	
		環境意識の啓発	
		豊島区地域防災計画等の周知	
3 資源循環型のまち	(1) 資源の回収と有効活用の推進	豊島区地域防災計画等の推進	
	(2) エネルギーの適正利用	災害に強い都市の構築	
	(3) 水の循環・適正利用	(2) 環境汚染・二次災害の防止	
	4 都市生活の快適性が感じられるまち	(1) 快適な街路空間の形成	物品等の購入にあたっての環境保全への配慮
		(2) 歩きやすい、清潔なまちの維持	環境負荷の削減に配慮した建築物等の整備
		(3) みどりと水辺の形成	日常の事務を行う上での環境保全への配慮
(4) 建築物周辺の快適な外部環境		環境保全に関する職員に対する研修等の実施	
5 都市災害に強いまち		(1) 豊島区地域防災計画等の推進	区民・事業者との連携
		(2) 環境汚染・二次災害の防止	環境関連資料等の貸出し
	6 すべての主体が参加するまち	(1) 行政の環境保全に向けた取り組みの率先実行	区環境賞の創設
		(2) 区民・事業者による環境保全活動の支援	自主的環境保全活動の支援制度の確立
		(3) 環境学習の推進	事業者の環境保全活動の支援
		(4) 環境情報の提供	環境保全活動の相談制度の確立
環境学習拠点の整備		環境学習拠点の整備	
人材の育成・活用		人材の育成・活用	
学校における環境教育の支援・充実	学校における環境教育の支援・充実		
環境学習プログラムの開発	環境学習プログラムの開発		
環境学習の体系化(生涯学習や消費者学習との調整)	環境学習の体系化(生涯学習や消費者学習との調整)		
環境情報の収集	環境情報の収集		
環境情報誌等の発行	環境情報誌等の発行		
環境情報提供拠点の整備と提供手段の多様化の検討	環境情報提供拠点の整備と提供手段の多様化の検討		

後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

修正案	平成18年3月策定現基本計画	備考
<p>地域づくりの方向 5. みどりのネットワークを形成する環境のまち</p>	<p>地域づくりの方向 4. みどりのネットワークを形成する環境のまち</p>	
<p>政策 (2)環境の保全 地球温暖化対策など、地球環境に対する区民の関心が高まる中、人と自然が調和した環境への負荷の少ない環境重視の都市づくりを目指します。 区民、事業者、行政が一体となって環境管理の仕組みを整備し、定着を図るとともに、地域の美化についての取組みを推進します。</p>	<p>(2)環境の保全 地球温暖化対策など、地球環境に対する区民の関心が高まる中、人と自然が調和した環境への負荷の少ない環境重視の都市づくりを目指します。 区民、事業者、行政が一体となって環境管理の仕組みを整備し、定着を図るとともに、地域の美化についての取組みを推進します。</p>	<p>変更なし</p>
<p>①都市公害の防止 区内の幹線道路沿道や交通量の多い交差点での騒音や二酸化窒素などの環境基準の達成状況は厳しい状況で推移しています。こうした中、東京都では環境確保条例(略称)により、ディーゼル車に対する規制を平成18年4月から強化しています。 多様化する都市公害に対応し、安全で健康な生活環境を確保するため、規制・誘導をすすめ、環境基準の達成を目指します。</p>	<p>①都市公害の防止 区内の幹線道路沿道や交通量の多い交差点での騒音や二酸化窒素などの環境基準の達成状況は厳しい状況で推移しています。こうした中、東京都では環境確保条例(略称)により、ディーゼル車に対する規制を平成15年10月から開始しています。 多様化する都市公害に対応し、安全で健康な生活環境を確保するため、規制・誘導をすすめ、環境基準の達成を目指します。</p>	<p>現状を踏まえた表記に変更</p>
<p>②低炭素地域社会の実現 温暖化の進行により、温室効果ガスの削減は緊急に取り組むべき課題となっています。削減には、区民、事業者それぞれの行動が必要であり、支援に向けて施策を推進します。</p>	<p>②都市環境の保全 温室効果ガスの排出量は増加し続けており、温暖化をはじめ地球環境の悪化が問題となっています。化石燃料の使用軽減を図るため、区民、事業者と連携し、環境意識を高めていくとともに、省エネ誘導の都市づくりを推進します。 また、環境問題やエネルギーに関する啓発や環境教育に積極的に取り組みます。</p>	<p>環境基本計画の体系を踏まえた表記に変更</p>
<p>③環境まちづくり 高密度都市としてヒートアイランド対策に積極的に取り組むとともに、そうした区民の身近な環境への関心を高めるために、省エネルギーや地域環境の保全に関する啓発など環境教育に積極的に取り組みます。区の活動だけでなく、身近な環境への意識の向上を図るため区民の多様で主体的な取り組みへの支援を通じて、環境に配慮された活力あふれる持続可能な都市の実現を目指します。</p>		<p>環境基本計画の体系を踏まえた表記に変更</p>
<p>④地域美化の推進 街の美化に対する区民の関心、要望が高まりを見せる中、区民等との協働による啓発活動や環境美化活動への取組みが進んでいます。 街の美化に対する区民の意識の向上を図るとともに、区民・事業者・団体等との連携による地域一体となった環境美化を推進します。</p>	<p>③地域美化の推進 街の美化に対する区民の関心、要望が高まりを見せる中、区民等との協働による啓発活動や環境美化活動への取組みが進んでいます。 街の美化に対する区民の意識の向上を図るとともに、区民・事業者・団体等との連携による地域一体となった環境美化を推進します。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(3)リサイクル・清掃事業の推進 資源循環型社会の構築を目指して「3R」を推進する施策を展開し、さらなるごみの減量と限りある資源を有効に活用することにより、廃棄物による環境への負荷を軽減します。 また、区民、事業者、行政3者が協働して役割分担を明確にしつつ、廃棄物の発生抑制や再資源化、適正な処理を進めます。</p>	<p>(3)リサイクル・清掃事業の推進 資源循環型の社会経済システムとライフスタイルを推進し、ごみを減量し、限りある資源を有効に活用することにより、廃棄物による環境への負荷を軽減します。 また、区民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、廃棄物の発生抑制や再資源化、適正な処理を進めます。</p>	<p>現状を踏まえた文言修正</p>
<p>①ごみ減量・3Rの推進 近年、区内のごみ量は資源回収の充実、リサイクル意識の向上などにより、人口が増加しているにもかかわらず減少傾向となっています。さらなる資源循環型社会の構築をめざし、ごみ減量・リサイクルの推進、再生品の使用等に関する意識啓発に努めるとともに、区民・事業者・行政が一体となって3Rを地域の中に広げ、取り組んでいきます。</p>	<p>①ごみ減量・リサイクルの推進 近年、区内のごみ量は、家庭ごみは減少傾向にあるものの事業系ごみの量は横ばい傾向にあり、この減量・排出抑制が大きな課題となっています。資源循環型社会の構築をめざし、ごみ減量・リサイクルの推進、再生品の使用等に関する意識啓発に努めるとともに、区民・事業者・行政が一体となって資源のリサイクルを地域の中に広げ、育んでいきます。</p>	<p>現状を踏まえた表記に変更</p>
<p>②資源循環型清掃事業の推進 最終処分場の残容量のひっ迫、天然資源枯渇への懸念、環境負荷の低減への要請等、清掃事業を巡る状況は大きく変化しています。一方で地域においては地域実態に応じて、きめ細やかなリサイクル清掃事業が求められています。これらを踏まえ廃棄物を適正かつ効果的に処理し、再利用可能なものの資源化に取り組むことにより、資源循環型清掃事業を実施します。</p>	<p>②資源循環型清掃事業の推進 最終処分場や清掃工場の問題、更には拡大生産者責任のあり方等清掃事業を巡る状況は大きく変化しています。一方、地域においては、地域実態に応じたきめ細やかな清掃事業・資源回収の推進が求められています。こうした動向を見極めながら、ごみ減量、リサイクルの推進を中心とした資源循環型清掃事業を実現します。</p>	<p>現状を踏まえた表記に変更</p>